

5. 対象事業の目的及び内容

5.1 対象事業の目的

21 世紀に入り、地球規模での環境対策が求められる中、ごみ処理については、資源循環型社会の形成に向けての取組みが進められている。

両市においては、限られた地球資源を有効利用するとともに、環境負荷の低減に貢献することを目的に、ごみの発生抑制や排出抑制に努め、排出されたごみについても、「燃やす・埋め立てる」という考え方から、「資源化する」という考え方に転換し、様々な施策を積極的に展開している。

その結果、両市は、市民の協力のもと、全国的に見てもトップレベルのリサイクル率を達成したが、リサイクル推進のトップランナーとして、更なるごみの減量・資源化施策を推進していくことが必要であり、減量・資源化を進めても、なお残るごみについては、安全かつ環境負荷の低い方法で処理を進めることが重要である。

そのような状況のもと、三鷹市のごみを処理する三鷹市環境センター、調布市のごみを処理する二枚橋衛生組合の焼却施設は、ともに老朽化が進み、両市のごみを処理する新ごみ処理施設の整備が必要であった。

本事業は、最新の技術を導入することにより、両市のごみを適正かつ安全に処理し、熱エネルギーの積極的な有効利用を進め、環境負荷の低減に寄与するなど、循環型社会を確立する上で基幹的な施設を整備するものである。

なお、二枚橋衛生組合の焼却施設は平成 19 年 3 月に、三鷹市環境センターは平成 25 年 3 月に稼働を停止し、本施設は平成 25 年 4 月より稼働を開始している。

5.2 対象事業の内容

5.2.1 位置及び区域

対象事業建設地の位置及び区域は図5-1（6ページ）に示すとおりである。

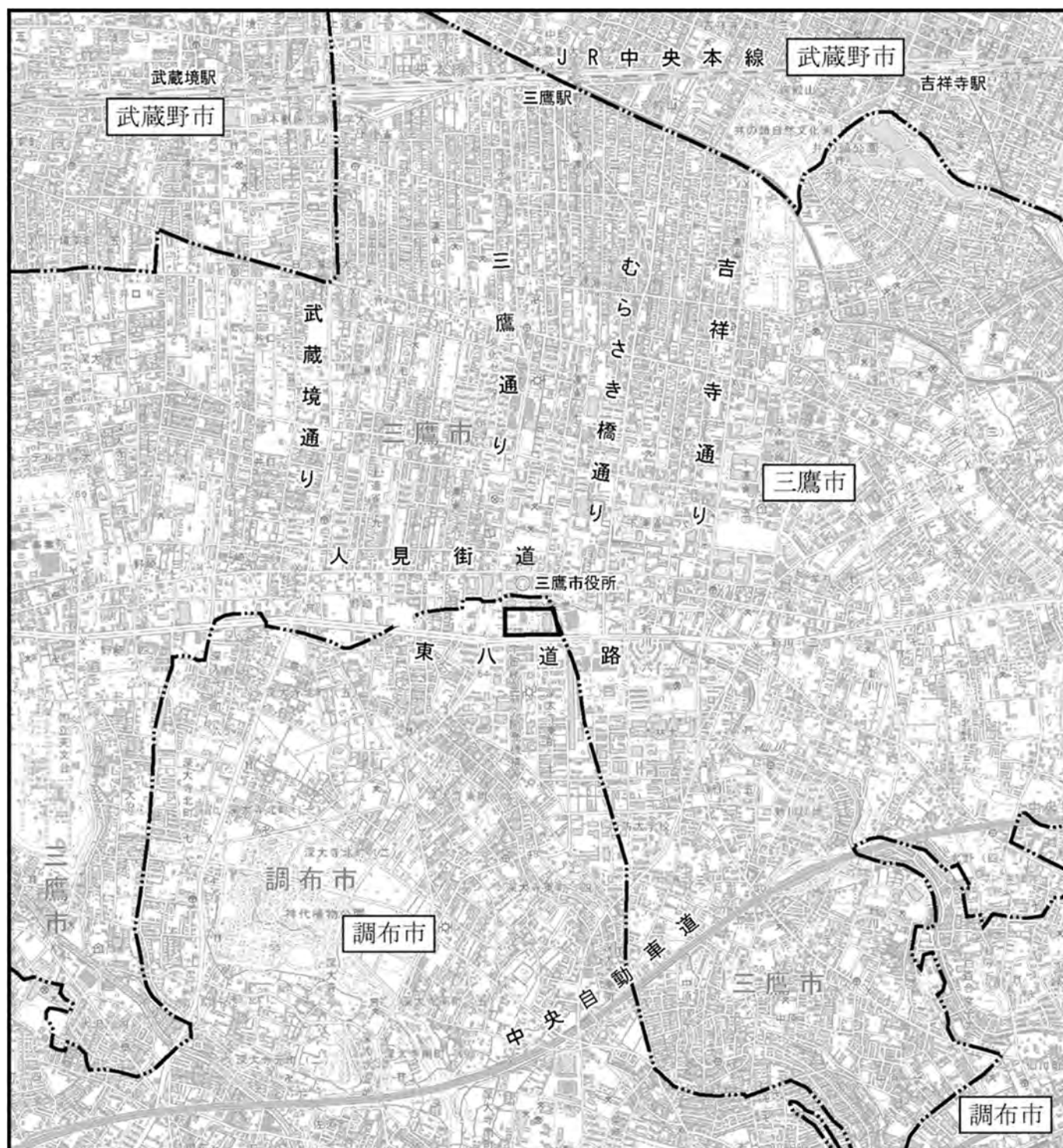
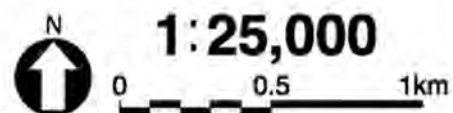


図5-1 建設地の位置

凡 例

- : 建設地
 : 市 界



5.2.2 事業の内容

1) 施設配置

ふじみ新ごみ処理施設（以下「本施設」という。）は、図5-2及び図5-3（8ページ）に示すとおり、建設地のほぼ中央部に整備している。建設地中央部南側（東八道路側）に本施設の主たる出入口を設けるとともに、建設地東側及び西側にもそれぞれ車両の出入口を設けている。このほか、建設地内に車路及びごみ収集車両等の待機スペース、緑地等を設けている。

建設地内には、既存の本組合リサイクルセンター不燃物処理資源化施設（以下「資源化施設」という。）があり、継続使用している。また、びん・缶の選別、ペットボトルの圧縮・梱包等の施設として、平成20年度及び21年度に東側・北側建屋を整備している。

なお、現在、建設地は、準工業地域に用途地域指定され、建ぺい率60%、容積率200%の指定を受けている。



図5-2 本施設の全景写真（西南西側）

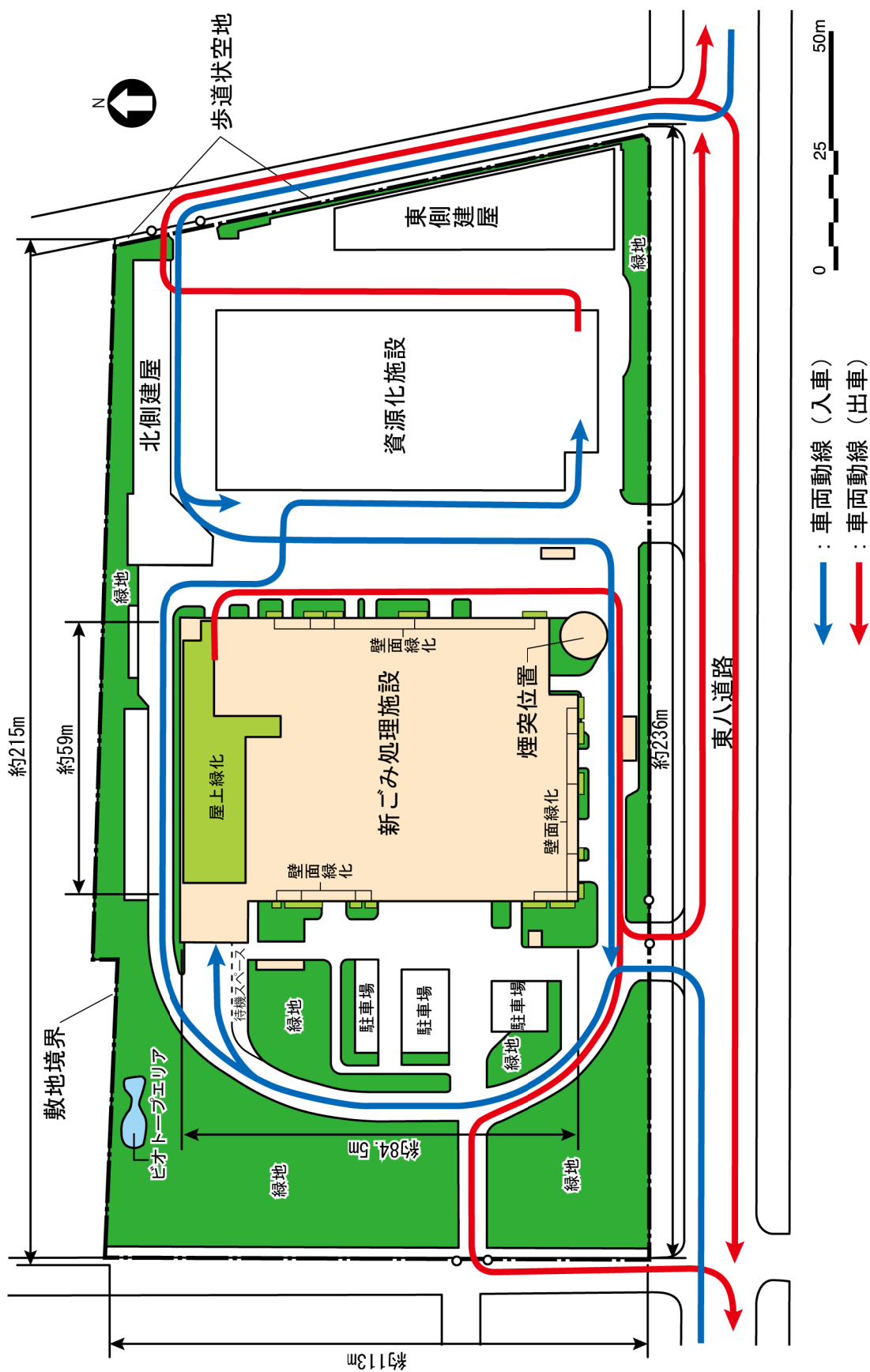


図5-3 施設全体配置図

2) 施設概要

① 処理方式

本施設におけるごみの処理方式は全連続燃焼式とし、焼却炉はストーカ炉である。1日当たりの処理能力は約288トンであり、炉数は2炉（1炉あたり約144トン/日）である。

② 処理フロー

本施設においては、図5-4（10ページ）に示す処理フローでごみ进行处理している。

ア ごみの流れ

各家庭から排出されたごみは、プラットホーム部でごみ収集車両からごみピットに投下・貯留される。ごみピット内では、ごみ質を均質にするために、クレーンによりごみを攪拌した後、ごみ投入ホッパに投入し、ストーカ炉で燃焼する。

イ 排ガスの流れ

燃焼により生じた排ガスは、まずボイラで水と熱交換し、蒸気を発生させ、発電、給湯等に用いる。次にエコノマイザ及び減温塔で200℃以下に急冷し、ろ過式集じん器（バグフィルタ）手前で消石灰・活性炭を噴霧したのち、ろ過式集じん器でダイオキシン類、ばいじん、塩化水素、いおう酸化物を吸着・除去する。その後、排ガス再加熱器でガス温度を上昇させ、脱硝反応塔で窒素酸化物を除去し、煙突から放出する。

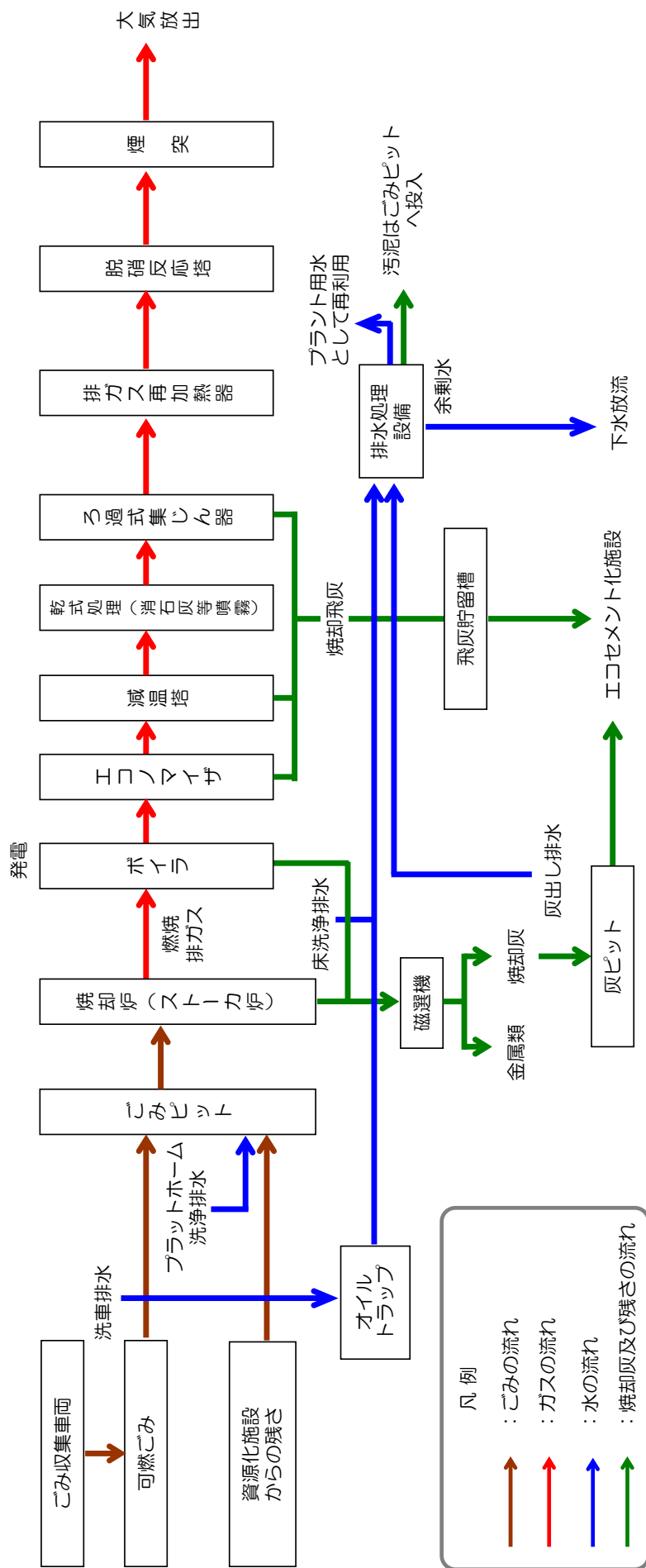
ウ 排水の流れ

オイルトラップで油水分離した後の洗車排水、床洗浄排水、灰出し排水（灰の消火・冷却に使われた排水）は、本施設内の排水処理設備において、凝集沈殿砂ろ過処理等を行い、施設内での再利用を図り、余剰水は公共下水道に放流する。

プラットホーム洗浄排水は、ごみピットに投入する。この排水を含むごみピット内に溜まる水は、焼却するごみに吸収させ、炉内で焼却処理する。

エ 焼却灰及び残さの流れ

ストーカ炉で燃焼した後に出る焼却灰及びろ過式集じん器で回収される焼却飛灰は、東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設（所在地：東京都西多摩郡日の出町、以下「エコセメント化施設」という。）において、エコセメントとして資源化する。



※生活排水は下水道放流している。

③ 建築物等

本施設の建築物等の平面形状は図5-5（12ページ）に、断面形状は図5-6（13ページ）に、立面形状は図5-7(1)～(2)（14～15ページ）に示すとおりである。

工場棟は建設地の中央部に配置し、南北84.5m×東西59m(1階部分の一部のみ67.5m)、建屋高最高約28mの鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）である。工場棟内には地下構造物として深さ約20mのごみピットを設置しているほか、焼却灰の灰出しスペース（灰コンベヤ室）や排水処理設備を地階に設置している。

また、工場棟内には、ろ過式集じん器、誘引送風機、タービン発電機等を設置している。煙突は高さ100mで工場棟の脇に設置し、独立した基礎構造を有している。なお、煙突内部には、排ガスを排出する2本の内筒のほか、休炉時にごみピットから発生する臭気を脱臭後に施設外へ放出・拡散するための煙突（臭突）を設置している。

④ 排ガス及び施設諸元

本施設の排ガスの諸元、煙突高さ、煙突口径、吐出速度等の施設諸元は、表5-1に示すとおりである。

なお、竣工段階では、評価書段階より、1炉当たりの排ガスを量を減少させるとともに、頂部煙突口径を絞り、吐出速度を増加させている。

表5-1 排ガス及び施設諸元

項 目		内 容	
		竣工段階	評価書段階
排ガス諸元	1 炉当たり湿り排ガス量	34,800m ³ N [※] /h	35,000m ³ N/h
	1 炉当たり乾き排ガス量	27,600m ³ N/h	29,100m ³ N/h
	排ガス温度	190℃	190℃
施設諸元	煙突高さ	100m	100m
	煙突口径（頂部）	0.87m	0.95m
	内筒本数	2 本	2 本
	吐出速度	27.6m/s	23.4m/s

※ 気体は温度と圧力によって大きく体積が変わる。N（ノルマル記号）は、0℃、1気圧の標準状態でのガス量または、濃度であることを示す。

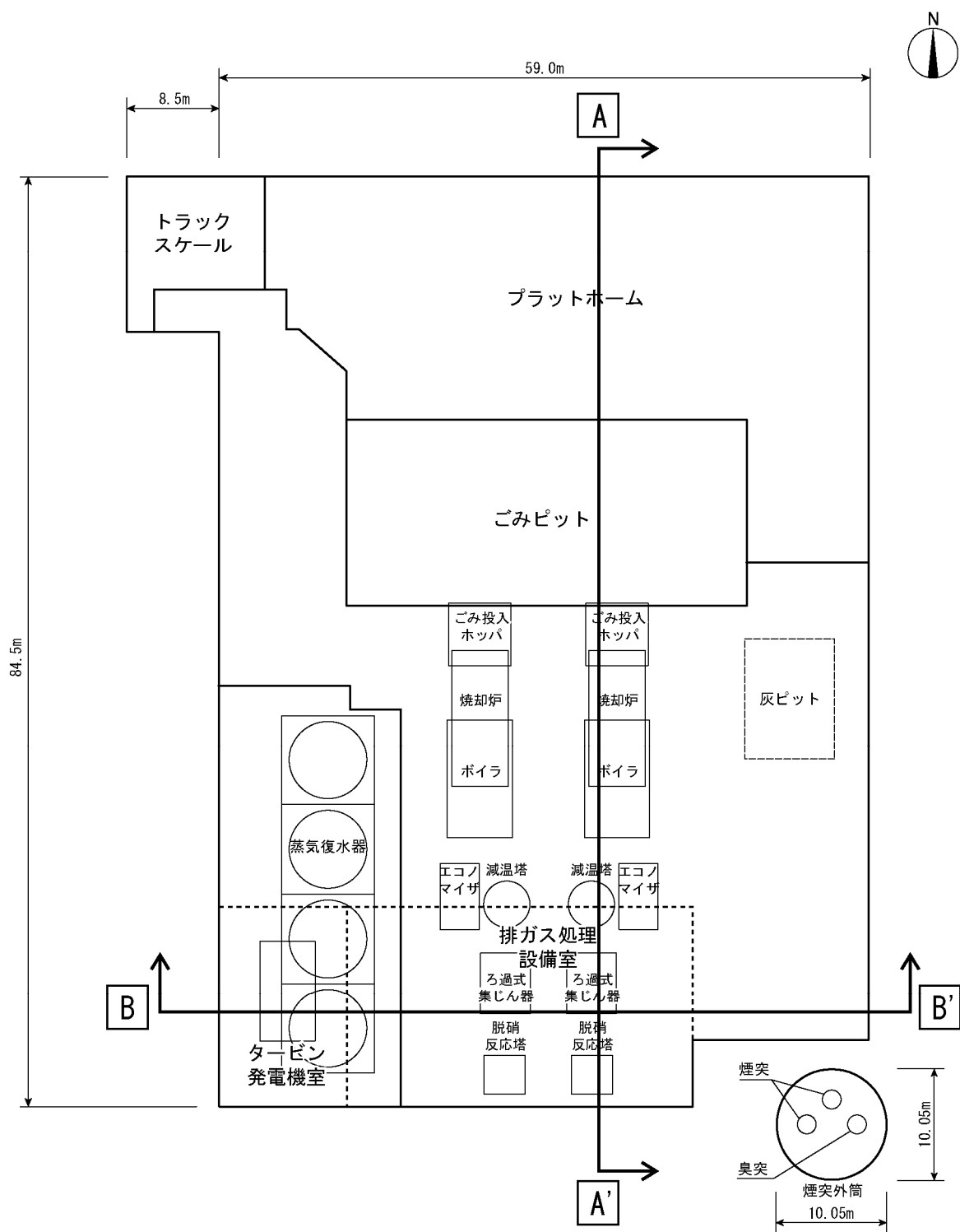


図5-5 施設の平面形状

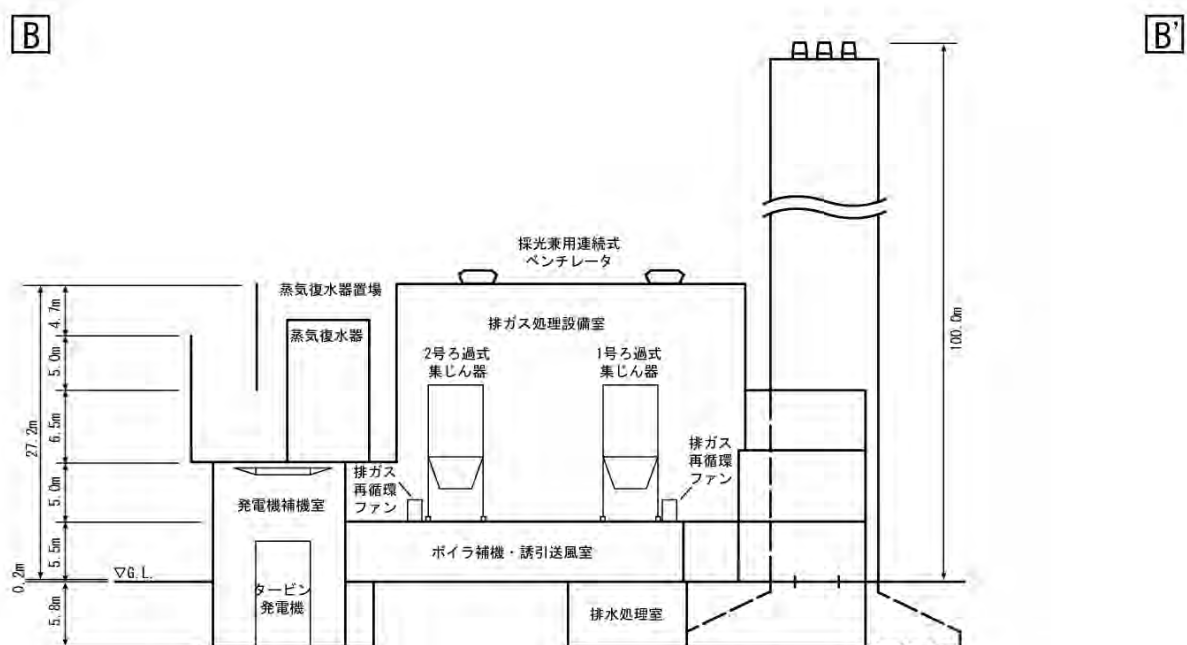
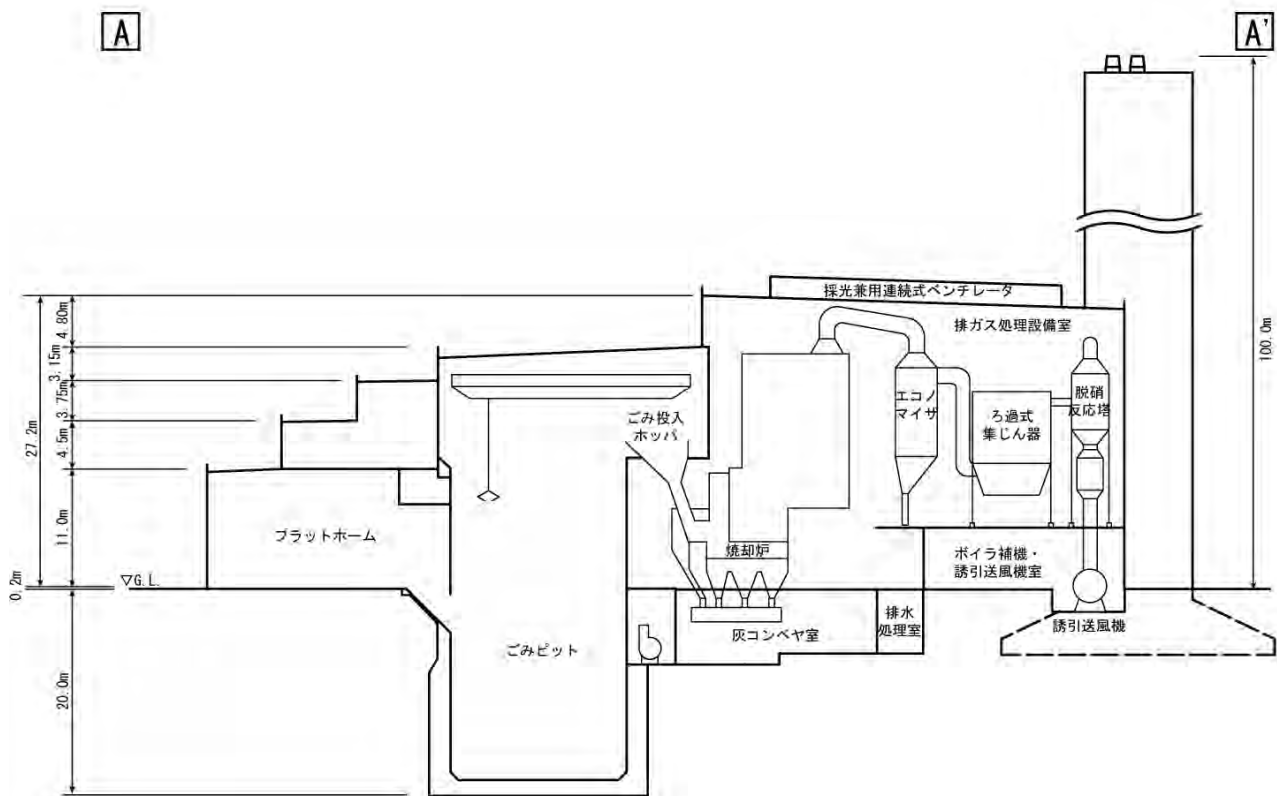
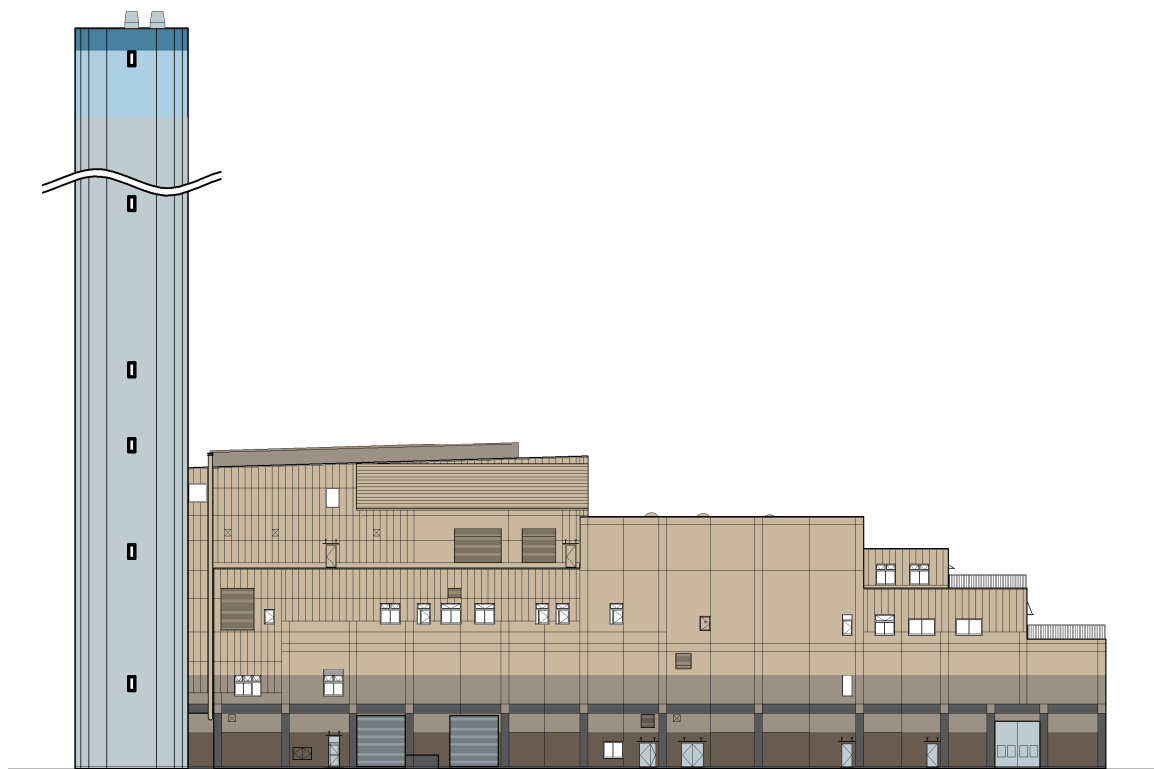
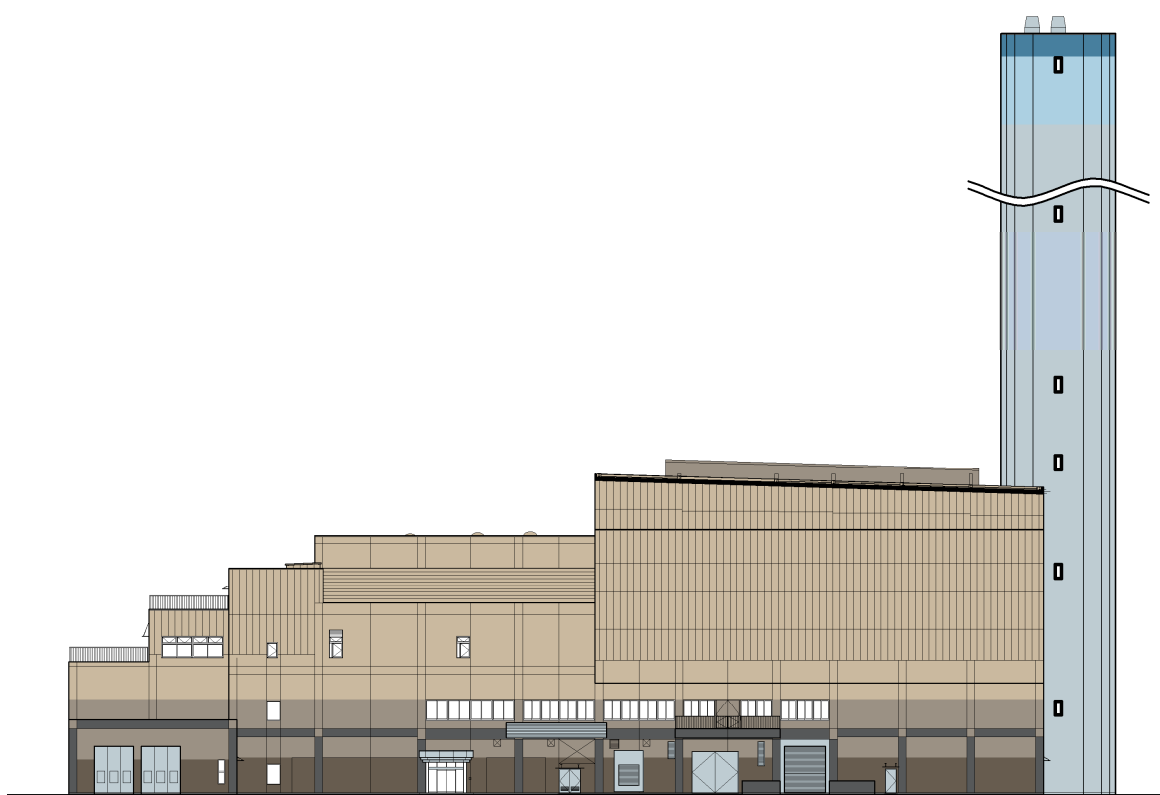


図5-6 施設の断面形状



立面図 東側

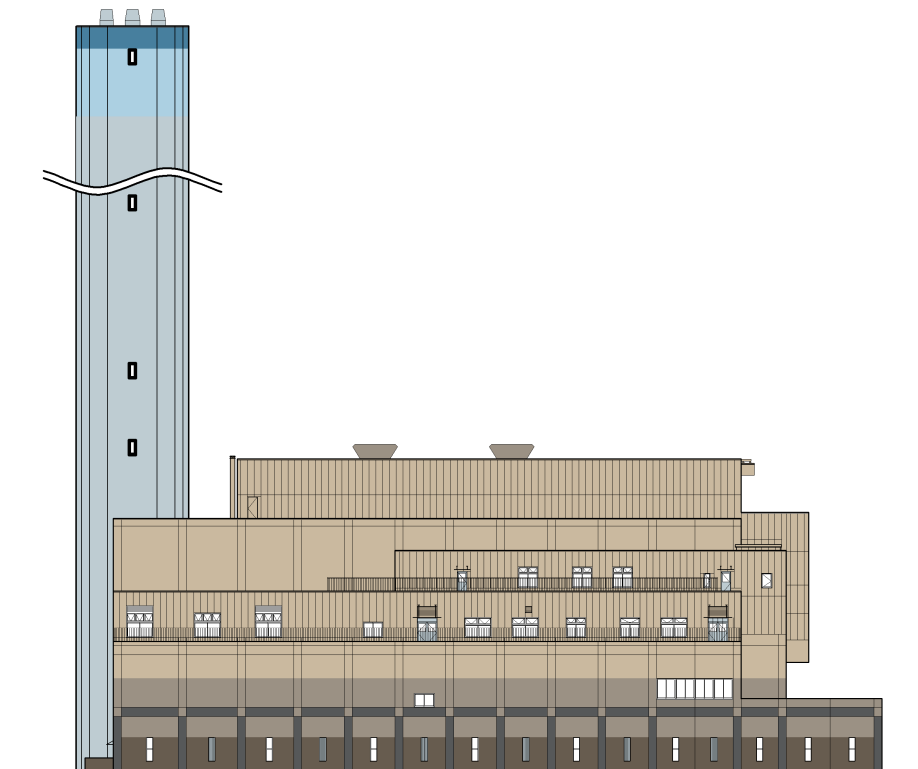


立面図 西側

図5-7(1) 施設の立面形状（東側、西側）



立面図 南側



立面図 北側

図5-7(2) 施設の立面形状（南側、北側）

3) 環境保全対策

① 排ガス濃度

本施設では、表5-2に示す数値を本施設の煙突からの排ガス濃度として設定している。この数値は自主規制値であり、「大気汚染防止法」等に定める国の基準と同等以上の厳しい数値としている。

表5-2 排ガス濃度自主規制値

項 目	本施設自主規制値 ^{注1)}	国の基準 ^{注1)}
ばいじん	0.01g/m ³ N 以下	0.04g/m ³ N 以下
いおう酸化物 (SO _x)	10ppm 以下	66.67m ³ N/日 (46ppm 以下)
窒素酸化物 (NO _x)	50ppm 以下	250ppm 以下
塩化水素 (HCl)	10ppm 以下	700mg/m ³ N 以下 (430ppm 以下)
ダイオキシン類 (DXNs)	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀 (Hg)	0.05mg/m ³ N 以下 ^{注3)}	50μg/m ³ N 以下 ^{注2、3)}

注1) 本施設自主規制値及び国の基準等は、乾き排ガス量ベース、酸素濃度12%換算値 である。

国の基準にあるいおう酸化物及び塩化水素の規制値のカッコ内は、体積濃度換算値を示す。

注2) 平成30年4月より大気汚染防止法及び関連法令の改正に伴う水銀の排出規制が施行されている。

注3) 50μg = 0.05mg (1mg = 1,000μg)

② 排水基準

本施設からの排水は、下水道法施行令及び調布市下水道条例に定める下水排除基準を満足するよう、施設内の排水処理設備で処理し、公共下水道へ放流している。

③ 騒音、振動及び悪臭の規制基準等

本施設から発生する騒音、振動及び悪臭の規制基準は、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に定める規制基準を適用する。低騒音型ポンプ及びファン、エアカーテン、高速シャッター等の最新の技術を採用し、できる限り負荷の低減に努めている。

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び環境確保条例に定める規制基準は、表5-3に示すとおりである。

表5-3 騒音、振動及び悪臭の防止基準

項 目	午前 8 時から 午後 8 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 8 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで
騒 音	60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下
振 動	65dB 以下	60dB 以下	
悪 臭	敷地境界において臭気指数 12 以下（第二種区域）		

④ 緑化計画

本施設の緑地範囲は、図5-8（18ページ）に示すとおりである。

本施設においては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下「東京都自然保護条例」という。）に定める緑化の基準（約3,000m²）及び「調布市自然環境の保全等に関する条例」（以下「調布市自然環境保全条例」という。）に定める緑化基準（約3,500m²）を遵守した緑地（約6,400m²以上）を確保している。緑地には、できる限り郷土種を主体とした樹種による高木（シラカシ、コナラ等）、中木（ネズミモチ等）、低木（アオキ等）を、適切な割合で配置している。また、敷地周縁部では図5-8（18ページ）に示すとおり、既存高木（ヒマラヤスギ）を計27本残存させている。

また、建設地内西側の緑地の一部に樹林性動植物と水辺性生物の生息・生育環境創出のため、約100m²の池とその周辺に緑地を確保したビオトープエリアを整備している（写真5-1参照）。



写真5-1 ビオトープの状況

5.2.3 供用の内容

1) 施設の運転状況

本施設は、平成22年8月より工事を開始し、平成25年3月に全ての工事は完了している。また、本施設は、平成25年4月より稼働している。

平成30年度の運転日数は338日（24時間連続運転）である。

2) 可燃ごみの搬入量等

本施設の平成30年度（今回報告）及び平成25年度（前回報告）の可燃ごみ搬入量等は、表5-4に示すとおりである。

平成30年度の可燃ごみ搬入量は73,009 t/年、可燃ごみ焼却量は74,461 t/年、焼却灰搬出量は6,252 t/年、飛灰搬出量は2,147 t/年、発電量は40,979 MWh/年である。

なお、後掲図5-10（22ページ）に示すとおり、平成30年度にごみ量が最大となる見込みである。

表5-4 平成30年度（今回報告）及び平成25年度（前回報告）の可燃ごみ搬入量等

	平成 30 年度	平成 25 年度
可燃ごみ搬入量	73,009 t/年	68,709 t/年
可燃ごみ焼却量	74,461 t/年	66,577 t/年
焼却灰搬出量	6,252 t/年	6,115 t/年
飛灰搬出量	2,147 t/年	1,552 t/年
発 電 量	40,979 MWh/年	31,600 MWh/年

3) 可燃ごみ収集車両の走行台数

可燃ごみの搬入時間は、日曜日及び年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時までとしている。ただし、火曜日と金曜日は、午前0時から午前5時まで、夜間収集ごみを搬入している。

平成30年度のごみ収集車両の搬入車両台数は、1日平均約161台、最大328台である。

4) ごみ収集車両等の運行ルート

本組合に出入する車両（以下「関係車両」という。）には、前記の可燃ごみ収集車両及び資源化施設に不燃ごみ・粗大ごみ・資源物を搬入する車両、焼却灰をエコセメント化施設に搬出する車両、資源化施設から資源物を搬出する車両等がある。

関係車両の主要な走行ルートは、図5-9（20ページ）に示すとおりである。

本施設への関係車両の出入は、主たる出入口を東八道路に置き、建設地東側及び西側にも出入口を設けている。また、車両の入出場は、左折入場、左折出場を原則としている。

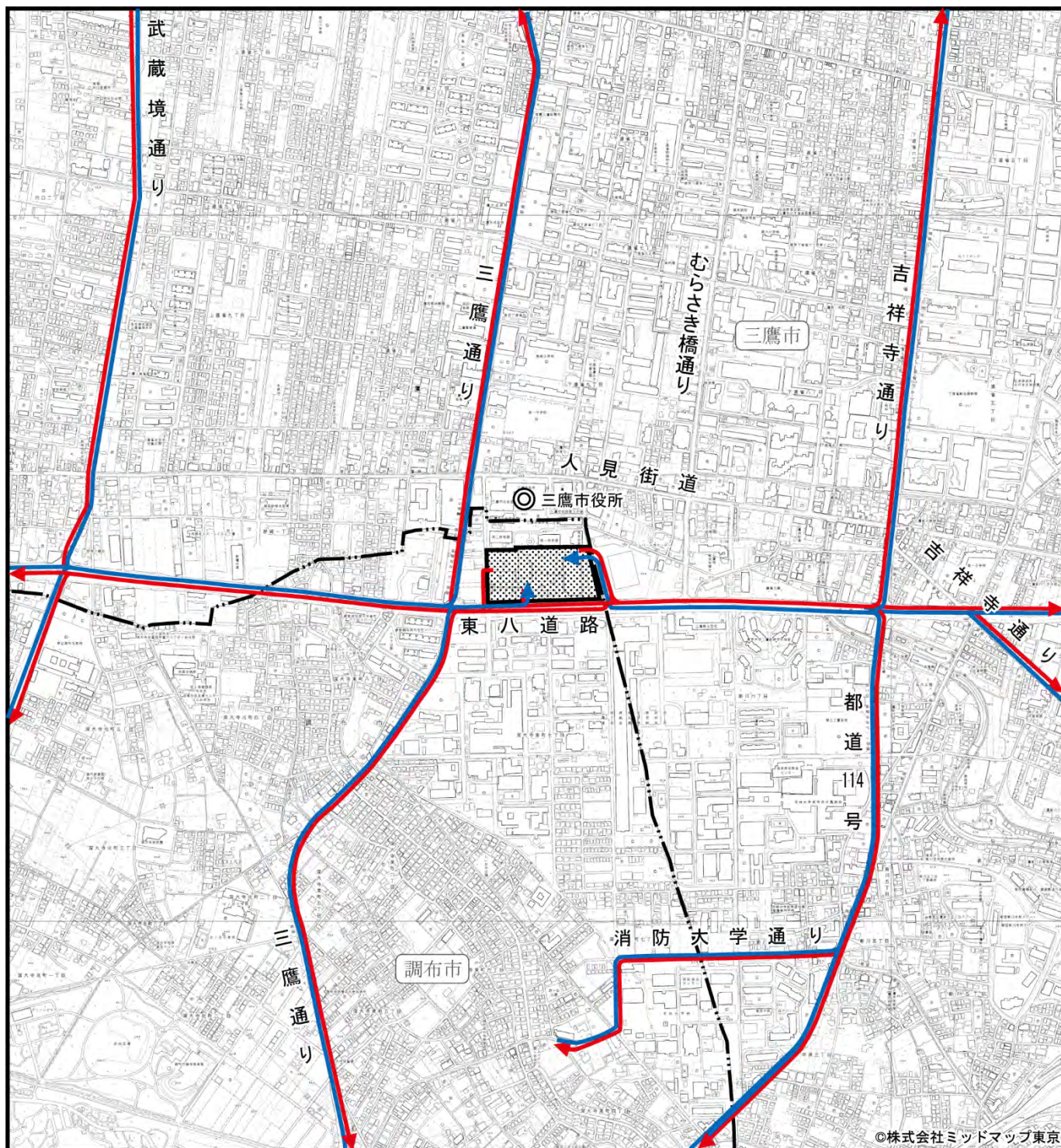


図5-9 ごみ収集車両等の運行ルート

凡 例

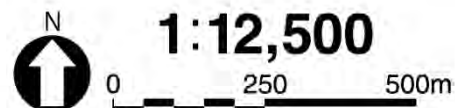


: 建設地

— · — · — : 市 界

→ (blue) : 関係車両の主要な走行ルート (入車方向)

→ (red) : 関係車両の主要な走行ルート (出車方向)



5.3 評価書提出後の手続等の経過

5.3.1 環境影響評価手続の状況

環境影響評価手続きの状況は、表5-5に示すとおりである。

表5-5 環境影響評価手続きの状況

項 目	提出年月日	備 考
調査計画書	平成 20 年 1 月 8 日	
評価書案	平成 21 年 3 月 9 日	
評価書案に係る見解書	平成 21 年 7 月 14 日	
環境影響評価書	平成 21 年 10 月 28 日	
事後調査計画書	平成 22 年 3 月 31 日	
着工の届出	平成 22 年 3 月 31 日	
変更の届出	平成 22 年 7 月 13 日	施設配置計画及び施設計画の変更
事後調査報告書（工事の施行中その 1）	平成 23 年 9 月 28 日	騒音・振動、廃棄物
変更の届出	平成 24 年 3 月 9 日	事業計画（掘削工事）の変更
変更の届出	平成 24 年 7 月 13 日	事業計画（意匠・色彩）の変更
事後調査報告書（工事の施行中その 2）	平成 24 年 9 月 11 日	大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環
事後調査報告書（工事の施行中その 3）	平成 25 年 9 月 17 日	騒音・振動、地盤、水循環、廃棄物
工事完了の届出	平成 27 年 1 月 9 日	
事後調査報告書（工事の完了後その 1）	平成 27 年 3 月 31 日	大気汚染、悪臭、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、景観

5.3.2 許認可等の状況

許認可等の状況は、表5-6に示すとおりである。

表5-6 許認可等の状況

許認可の手続き	告示年月日等	備 考
市町村の都市計画の決定（三鷹市・調布市）	平成 21 年 11 月 30 日	都市計画法第 19 条
許可による特例	平成 22 年 1 月 29 日	都市計画法第 21 条 調布都市計画高度地区の計画書
工場の設置の認可	平成 22 年 7 月 12 日	都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例第 81 条
ばい煙発生施設の設置の届出	平成 22 年 7 月 21 日	大気汚染防止法第 6 条
特定施設の設置の届出	平成 22 年 8 月 2 日	ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条
建築主事を置く市町村の建築物に対する確認	平成 22 年 8 月 12 日	建築基準法第 18 条
市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出	平成 22 年 8 月 16 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条の 3

5.3.3 事後調査の進捗状況

事後調査の進捗状況は表5-7(1)～(2)（23～25ページ）に示すとおりである。

図5-10に示すとおり、「環境影響評価書」（平成21年10月）における計画では、平成31年度（令和元年度）にごみ処理量のピークを想定していた。しかし、1人あたりのごみ排出量の低減に伴い平成26年度以降のごみ処理量が頭打ちになったこと、また、平成29年度から令和元年度まで小金井市の家庭系可燃ごみを受け入れることとなったが、その処理量が平成30年度にピークとなる見込みであったことから、事後調査の実施時期を令和元年度から平成30年度に変更した。

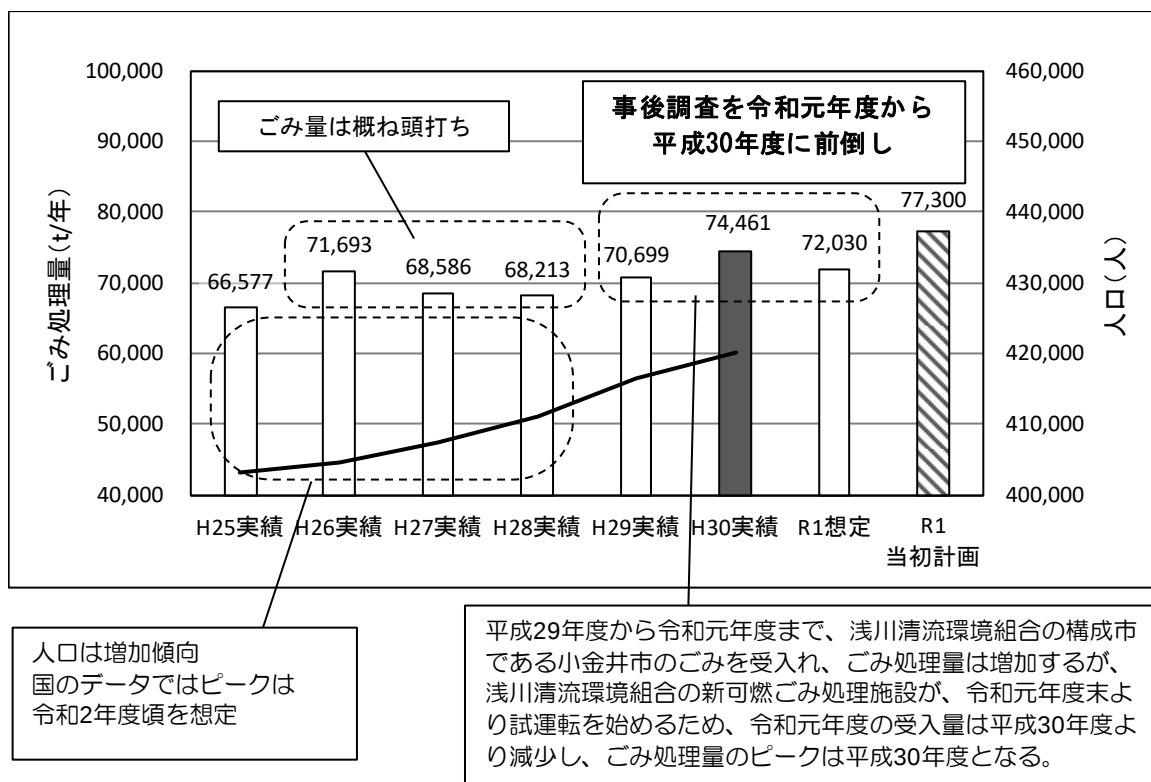


図5-10 ふじみ新ごみ処理施設のごみ処理量(実績・計画)及び人口の推移

6. 環境保全のための措置の実施状況

6.1 大気汚染

大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6-1 に示すとおりである。

なお、工事の完了後において、大気汚染に係る苦情はなかった。

表6-1 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
減温塔、ろ過式集じん器、触媒脱硝設備等を設置し、その適切な稼働により、事業計画に示した排ガス濃度自主規制値を遵守する。	減温塔、ろ過式集じん器、触媒脱硝設備等を設置し、その適切な稼働により、事業計画に示した排ガス濃度自主規制値を遵守した。
関係車両は、指定した走行ルート、規制速度を遵守する。	関係車両の運転手に指定した走行ルート、規制速度の遵守を指導、徹底させた。
本施設で働く職員、従業員に対しては、公共交通機関や自転車・徒歩による通勤を指導する。	本施設で働く職員、従業員に対しては、公共交通機関や自転車・徒歩による通勤を基本とした。
特に水銀については、排ガス濃度自主規制値を常に下回るよう、運転管理を徹底する。	水銀を含む廃棄物の混入防止対策として、HP 及び広報誌等におけるごみの分別回収の再徹底の周知、ごみ搬入車両の抜き打ち検査などを実施している。（写真 6-1 参照） また、水銀濃度上昇時に直ちに活性炭を吹き込める制御システムを導入し、水銀の排ガス濃度自主規制値を下回るよう運転管理している。
関係車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用するとともに、適切な車両の運行管理により、関係車両の集中化を避け、不要な空ぶかしの防止に努める。また、走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させる。	関係車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用するとともに（写真 6-2(1)～(2)（28 ページ）参照）、適切な車両の運行管理により、関係車両の集中化を避け、不要な空ぶかしの防止に努めた。また、走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させた。
関係車両に使用する燃料は、日本工業規格（JIS）にあったものを使用する。	関係車両に使用する燃料は、日本工業規格（JIS）にあったものを使用した。
関係車両が周辺的一般道路で待機（路上駐車）することがないように、本施設内に速やかに入場させる。	本施設の南側及び西側の出入口に交通整理員を配置するとともに、関係車両が周辺的一般道路で待機（路上駐車）することがないように、施設内には十分なスペースを確保し、本施設内に速やかに入場させた。



写真6-1 水銀混入防止の再徹底の周知の状況



写真6-2(1) 排出ガス規制適合車両（全景）



写真6-2(2) 排出ガス規制適合車両（拡大）

6.2 悪臭

悪臭に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6-2 に示すとおりである。

なお、工事の完了後において、悪臭に係る苦情はなかった。

表6-2 悪臭に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
プラットホーム出入口への高速シャッターを設置する。	プラットホーム出入口へ高速シャッターを設置した。
風の吹き抜けを防止するため、入口側シャッターと出口側シャッターが同時開放されない設備構成とする。	風の吹き抜けを防止するため、入口側シャッターと出口側シャッターが同時開放されないよう、入口側には2重シャッターを設置した。
高速シャッターと連動するエアカーテンを設置する。	プラットホーム出口へ高速シャッターと連動するエアカーテンを設置した（写真 6-3 参照）。
ごみピット内を負圧に保ち、焼却炉稼働時は燃烧用空気として炉室へ吹き込み、焼却炉全炉停止時は脱臭装置で脱臭後、高さ 100m の煙突からの拡散・希釈する。	ごみピット内を負圧に保ち、焼却炉稼働時は燃烧用空気として炉室へ吹き込み、焼却炉全炉停止時は脱臭装置で脱臭後、高さ 100m の煙突から拡散・希釈した。
プラットフォーム及びごみピット内では、必要に応じ消臭剤を噴霧する。	プラットフォーム内では、消臭剤を常設し、定期的に消臭剤を噴霧した。
ごみ収集車両は、汚水が漏れないよう密閉構造とする。	ごみ収集車両は、汚水が漏れないよう密閉構造とした。
ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水を、施設退出時に洗車装置で洗浄する。	ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水を、施設退出時に洗車装置で洗浄した（写真 6-4（30 ページ）参照）。



写真6-3 プラットホーム出口のエアカーテン



写真6-4 敷地内の洗車装置

6.3 騒音・振動

騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6-3 に示すとおりである。

なお、工事の完了後において、騒音・振動に係る苦情はなかった。

表6-3 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
設備機器は、一部を除き、建屋内に設置し、必要に応じて、消音器の設置、防音設備の設置等を行う。	屋上に設置した蒸気復水器以外の設備機器は屋内に設置し、ボイラ補機室及びタービン発電機室には吸音材または防音壁を設置した（写真 6-5(1)～(2)（31～32 ページ）参照）。
屋外（屋上）に設置する機器については、防音ケーシングを行う。	屋上に設置した蒸気復水器には防音ケーシングを行った（写真 6-6（32 ページ）参照）。
関係車両は、指定した走行ルートを守守する。	関係車両の運転手に指定した走行ルートの遵守を指導、徹底させた。
関係車両は、規制速度を遵守する。	関係車両の運転手に規制速度の遵守を指導、徹底させた。
関係車両の待機中のアイドリングストップ遵守、不必要な空ぶかしの禁止を指導し、運転者へ周知徹底する。	関係車両の待機中のアイドリングストップ遵守、不必要な空ぶかしの禁止を指導し、運転者へ周知徹底させた。
関係車両が周辺的一般道路で待機（路上駐車）することがないように、本施設敷地内に速やかに入場させる。	本施設の南側及び西側の出入口に交通整理員を配置するとともに、関係車両が周辺的一般道路で待機（路上駐車）することがないように、施設内には十分なスペースを確保し、本施設内に速やかに入場させた。
現状において、既に騒音の環境基準値を超過すると推定される「St.6 三鷹通り南」付近については、関係車両の低速運転に努める。	「St.6 三鷹通り南」 ^{注）} 付近について、関係車両は法定速度（40km/h）以下の低速運転に努めた。

注）本図書では「No.4 三鷹通り南」に地点名を変更している。



写真6-5(1) 吸音材・防音壁の設置状況（ボイラ補機室）



写真6-5(2) 吸音材・防音壁の設置状況（タービン発電機室）



写真6-6 防音ケーシングの設置状況（蒸気復水器）

6.4 廃棄物

廃棄物に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6-4 に示すとおりである。

なお、工事の完了後において、廃棄物に係る苦情はなかった。

表6-4 廃棄物に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
廃棄物の焼却によって発生した焼却灰・飛灰については、原則として全量をエコセメント原料化する。	廃棄物の焼却によって発生した焼却灰・飛灰については、全量（焼却灰：6,252 t/年、飛灰：2,147 t/年）（キレート材を含む。）を、東京たま広域資源循環組合ニッ塚処分場へ搬入し、エコセメント原料化した。
排水処理に伴い発生した汚泥については、重金属の溶出防止処理後（キレート化）、エコセメント原料化する。	排水処理に伴い発生した汚泥は、ごみピットへ投入及び焼却によって減量化を行い、発生した灰については、必要に応じて重金属の溶出防止処理後（キレート化）、エコセメント原料化した。

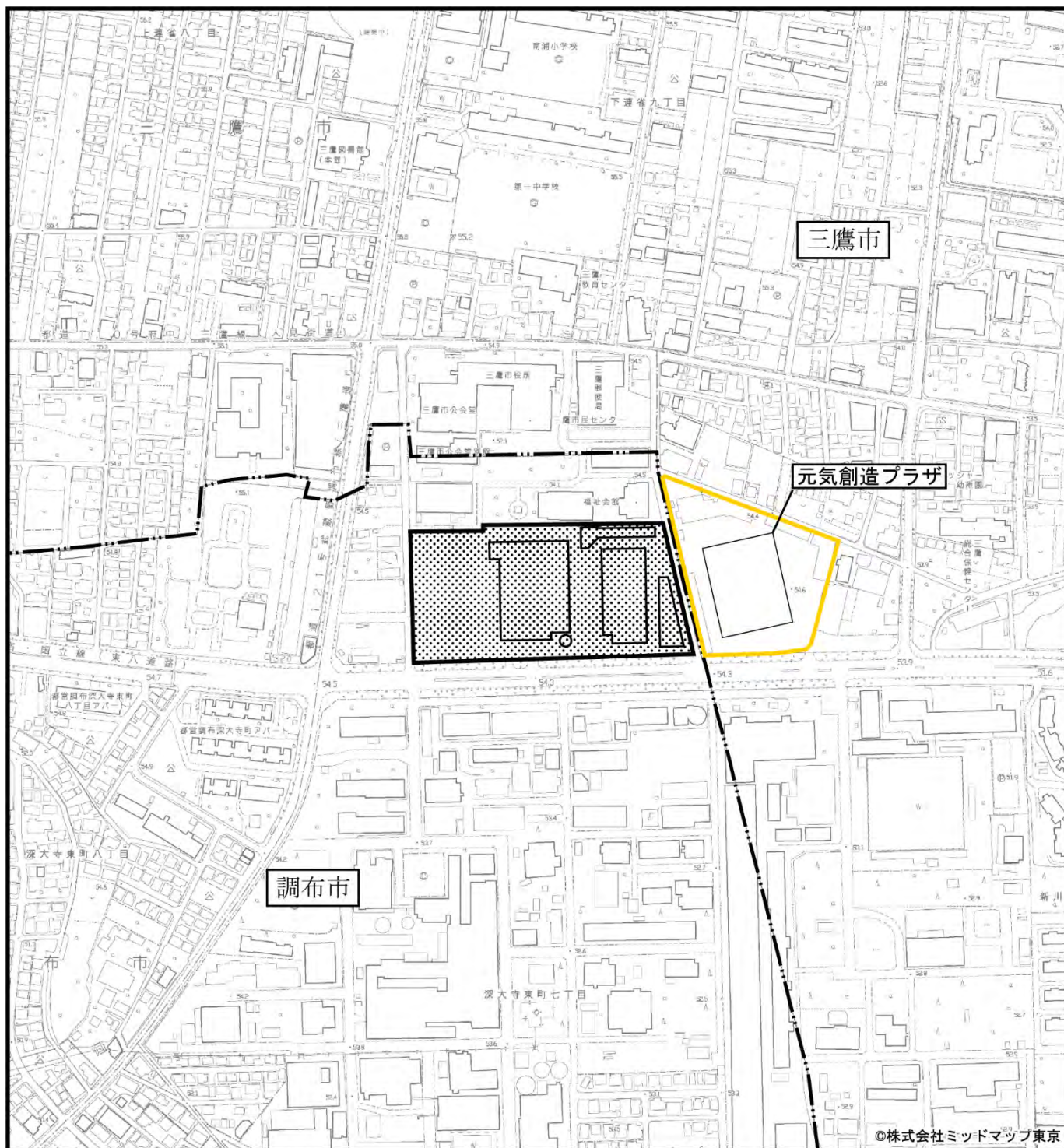
6.5 温室効果ガス

温室効果ガスに係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6-5 に示すとおりである。

なお、工事の完了後において、温室効果ガスに係る苦情はなかった。

表 6-5 温室効果ガスに係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
ごみ焼却によって発生する廃熱を利用して、発電を実施し、施設の稼働に必要な電力を供給するとともに、周辺の公共施設への電力配給を行う。なお、発電容量は、7,900kW 以上とする。	ごみ焼却によって発生する廃熱を利用して、40,979MWh/年（平成 30 年度実績）の発電を実施し、施設の稼働に必要な電力を供給するとともに隣接する公共施設へ 4,614MWh/年（平成 30 年度実績）の電力配給を行った。 なお、発電容量は、9,700kW である。
ごみ焼却に伴い発生した蒸気、温水については、本施設内の冷暖房、給湯等に用い、施設内の電気、灯油等の使用量を削減する。	ごみ焼却に伴い発生した蒸気、温水については、本施設内で 277.9GJ/年の余熱を冷暖房、給湯等に用い、施設内の電気、灯油等の使用量を削減した。 また、新たに隣接する公共施設（元気創造プラザ、平成 29 年 3 月竣工）（図 6-1（35 ページ）参照）に余熱供給を開始し、場外への余熱供給量は 14,400GJ/年（平成 30 年度実績）であった。
既存施設の解体・撤去の際は、「環境確保条例」（平成 12 年 12 月 22 日 都条例第 215 号）に基づき、回収、処理の許可を受けた回収業者及び処理業者へ委託し、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質であるフロン類を大気中へ放出しないように適切に処理・処分する。	既存施設の解体・撤去においては、調布市クリーンセンターで確認されたフロン類（約 3kg）を、「環境確保条例」（平成 12 年 12 月 22 日 都条例第 215 号）及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年 法律第 64 号）」に基づき、回収、処理の許可を受けた回収業者及び処理業者へ委託し、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質であるフロン類を大気中へ放出しないように適切に処理した。
屋上緑化を行い、建屋の室温の上昇を抑制し、冷房にかかる電力の消費量を削減する。	約 450m ² の屋上緑化を行い（前掲図 5-3（8 ページ）参照）、建屋の室温の上昇を抑制し、冷房にかかる電力の消費量の削減に努めた。
冷暖房設備については、インバータ化を図り、電力の使用量の削減に努める。	冷暖房設備機器について、インバータ化を図り、電力の使用量の削減に努めた。
雨水の再利用を図り、水道水の使用量を削減し、温室効果ガスの発生抑制に努める。	雨水については、減温塔での再利用を図り、水道水の使用量の削減に努めた。
場外へ最大 5GJ/h の余熱を供給する。	場外への余熱供給量は最大 5GJ/h、年間で 14,400GJ/年（平成 30 年度実績）であった。
太陽光発電パネルを工場棟屋上等に配置して発電を行い、本施設の必要電力の一部に充当する。太陽光発電の発電容量は、10kW 以上とする。	太陽光発電パネルを工場棟屋上等に配置して発電を行い、本施設の必要電力の一部に充当した。太陽光発電の発電容量は 10kW とし、発電量は約 10,015kwh/年（平成 30 年度実績）である。



©株式会社ミッドマップ東京

凡 例



: 建設地



: 市 界



: 電力・余熱供給を行っている公共施設

図6-1 電力・余熱供給を行っている公共施設位置



1:5,000

0 100 200m